平成２８年（フ）第２３５号
金沢市玉鉾２丁目394番地　ビレッジエイト２Ｂ
債務者　髙林百合子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１２号
山梨県中央市東花輪1840番地１、他の住所愛知県瀬戸市品野町４丁目1213番地　レオパレス瀬戸黒の里104
債務者　牧本アキオこと　ＭＡＫＩＭＯＴＯ　ＭＡＲＣＥＬＯ　ＡＫＩＯ
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
山梨県甲府市高畑２丁目５番27号
債務者　三浦　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
山梨県甲府市新田町15番10号
債務者　清水　美咲
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
長野県松本市南原２丁目６番21号
債務者　舘石　裕之
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６３号
長野県飯田市鼎下山270番地１（グループホーム陽気）
債務者　大日方めぐみ（旧姓外谷）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１４９号
三重県松阪市嬉野小原町628番地
債務者　中西　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５３号
三重県鈴鹿市末広南２丁目９番16号　セクター鈴木Ｇ－６
債務者　松坂　尚俊
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５４号
三重県鈴鹿市御薗町2915番地
債務者　和田　　敏
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５６号
三重県津市高洲町20番５号　１号館13号室
債務者　砂川　りえ
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４５４号
兵庫県西宮市神原１―14―312、住民票上の住所大阪市福島区福島８丁目９番９号
債務者　黒木　幸浩
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目22番２―101号
債務者　濱　　百代
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８４号
鳥取県米子市新開６丁目14番45号　101号、前住所鳥取県米子市両三柳2603番地
債務者　坂口　修平
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１１１号
山口県下関市笹山町２番12号
債務者　辻　かずみ（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
福岡県八女郡広川町大字水原654番地３
債務者　永野　郁子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第６６号
鹿児島県伊佐市菱刈前目2624番地　前目第１団地６号
債務者　赤迫　尚子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜97番地の１　オーシャンブルーⅡ202
債務者　比嘉　紋子（旧姓神里）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部